

MICE施設検討事業（大規模展示場実現可能性検討）に係る業務 公募型プロポーザル説明書

1 業務概要

(1) 業務の目的

本業務は、国内外における大規模な展示会やイベント等開催の需要（市場・ニーズ）について調査を行い、広島西飛行場跡地利用計画における新たな産業（にぎわい）ゾーンを中心とした県・広島市有地を検討対象地として、展示面積が10haを超える大規模展示場の実現可能性について判断するための根拠資料を作成するものである。

なお、本業務で作成する根拠資料は、県、広島市及び有識者等で構成する検討会において大規模展示場の実現可能性について議論するための資料となる。

(2) 業務内容

別紙「MICE施設検討事業（大規模展示場実現可能性検討）に係る業務委託仕様書」のとおり

(3) 履行期間

契約締結の日から平成32（2020）年1月31日まで

(4) 予算額

20,000千円（取引に係る消費税及び地方消費税の額を含む）

2 注意事項

(1) 公募型プロポーザル参加資格確認申請書提出期限

平成31（2019）年5月10日（金） 午後5時

(2) 仕様書等に対する質問書提出期限

平成31（2019）年5月20日（月） 午後5時

(3) 上記(2)に対する回答日等

平成31（2019）年5月21日（火）に、公募型プロポーザル参加者全員に回答する。

(4) 提案書提出場所及び期限

① 提案書提出場所

広島県地域政策局都市圏魅力づくり推進課

② 提案書提出期限

平成31（2019）年5月23日（木） 午後5時

(5) 提案書に関するプレゼンテーション、ヒアリング実施場所等

① 実施場所 広島県地域政策局都市圏魅力づくり推進課

② 実施日時 平成31（2019）年5月27日（月）

③ 出席者 公募型プロポーザル参加資格を有している事業者

(6) 公募型プロポーザル参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）について

① 公募型プロポーザル参加希望者は公告で定める公募型プロポーザル参加資格要件に応じ、次に掲げる必要な書類を申請書に添付しなければならない。

(ア) 会社概要及びMICEや地域開発に係る同種の検討業務に関する実績表

(イ) 印鑑証明書：受付日前3か月以内に発行された正本

- (ウ) 登記事項証明書：受付日前3か月以内に発行されたものの写し
- (エ) 財務諸表：最新決算年度の貸借対照表，損益計算書
- (オ) 納税証明書：最新決算年度の確定申告の法人税，法人事業税の納税証明書の写し
本社所在地の官公庁で発行する納税証明書の写し

※ ただし，平成29年広島県告示第376号（平成30年から平成32年までの間において県が行う物品及び役務を調達するための競争入札に参加する者に必要な資格等）によって「14A調査・研究」の資格を認定されている者であれば，印鑑証明書，登記事項証明書，財務諸表，納税証明書の提出は必要ないものとする。

- ② 申請書及び前号に定める必要な書類（以下「申請書等」という。）の作成に要する費用は，公募型プロポーザル参加希望者の負担とする。
 - ③ 申請書等に虚偽の記載をした者については，指名除外措置を行うことがある。
 - ④ 申請書等の提出は，持参又は郵便等による。郵便等による提出は，一般書留郵便，簡易書留郵便及び一般信書便事業者又は特定信書便事業者の提供するサービスでこれらに準じるものに限る。（民間宅配事業者のいわゆる「メール便」はこれに当たらない。）
- (7) 仕様書について
- ① 仕様書に対する質問がある場合は，上記「2(2)仕様書等に対する質問書提出期限」までに，書面により提出すること。
 - ② 上記の質問に対する回答については，公募型プロポーザル参加資格を有する者のした質問にのみ回答する。
- (8) 最優秀者として選定されなかった者に対する理由説明等について
- ① 最優秀者として選定されなかった者に対しては，その旨を書面により通知する。
 - ② 上記の通知を受けた者は，広島県地域政策局都市圏魅力づくり推進課に対してその理由説明を求めることができる。
 - ③ この説明を求める場合は，平成31（2019）年5月31日までに，その旨を記載した書類を提出すること。
 - ④ 上記に対する回答は，平成31（2019）年6月3日までに，書面により行う。
- (9) 支払条件
業務完了後の一括払いとする。
- (10) 手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨に限る。
- (11) 参加者の負担について
公募型プロポーザル参加資格確認申請書及び提案書の作成及び提出に関する費用は，提出者の負担とする。
- (12) 公募型プロポーザル参加資格確認申請書及び提案書に虚偽の記載をした場合には，提出された公募型プロポーザル参加資格確認申請書及び提案書を無効とするとともに，指名除外の措置を行うことがある。
- (13) 提出された提案書について
- ① 提出された提案書は，返却しない。
 - ② 提案書は，本業務受託候補者の選考以外に提案書の提出者に無断で使用しないものとする。ただし，広島県情報公開条例に基づき公開する場合には，使用することがある。

3 契約事項

(1) 公募型プロポーザルに関する要領

公募型プロポーザル事務処理要領に基づき執行する。

(2) 契約事項に関する規則

広島県会計規則及び広島県契約規則に基づき執行する。

(3) 契約の締結

公募型プロポーザル実施により決定した最優秀提案者と、提出された提案書を参考に協議を行い、協議が整った場合に、予算の範囲内で契約を締結する。この協議の際、提出された提案書の内容を一部変更することがある。

また、最優秀提案者と協議が整わない場合にあつては、次点の評価者を得た者と協議の上、契約を締結する場合がある。

(4) 契約保証金

公告に定めるとおり

(5) 地方自治法第 234 条の 3 の規定に基づく長期継続契約

適用なし

4 添付書類

- 公告の写し
- 公募型プロポーザル参加資格確認申請書（様式 1）
- 会社概要及び MICE や地域開発に係る同種の検討業務に関する実績表（様式 2）
- 仕様書等に対する質問書の様式（様式 3）
- 仕様書
- 提案書作成要領
- 提案書評価基準
- 契約書（案）

【問い合わせ先】

広島県地域政策局都市圏魅力づくり推進課

担当 山崎

電話 082-513-2568（ダイヤルイン）